

議事日程第4号

令和3年3月19日（金曜日） 午前10時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 2件

議案第26号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

議案第27号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 付託議案の審査結果報告並びに審議及び採決 7件

民生文教常任委員会付託事件 3件

議案第9号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第10号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第11号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計予算について

総務建設産業常任委員会付託事件 4件

議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算について

議案第12号 令和3年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第13号 令和3年度御嵩町下水道事業会計予算について

請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める
意見書の提出を求める請願書

日程第4 議案の審議及び採決 7件

議案第18号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 町道の路線認定について

議案第25号 町有財産（土地）の処分について

議案第26号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

議案第27号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（10名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	6番 伏屋 光幸	7番 安藤 雅子
8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子
12番 谷口 鈴男		

欠席議員（1名）

5番 安藤 信治

欠 員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 寺 本 公 行
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 須 田 和 男
民 生 部 長 加 藤 暢 彦	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 中 井 雄 一 郎	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 山 田 徹
総 務 防 災 課 長 各 務 元 規	企 画 課 長 山 田 敏 寛
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ く り 課 長 渡 辺 一 直	亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長 筒 井 幹 次
税 務 課 長 金 子 文 仁	住 民 環 境 課 長 石 原 昭 治
保 険 長 寿 課 長 大 久 保 嘉 博	福 祉 課 長 小 木 曾 昌 文
農 林 課 長 高 木 雅 春	上 下 水 道 課 長 鍵 谷 和 宏
建 設 課 長 早 川 均	会 計 管 理 者 可 児 英 治
生 涯 学 習 課 長 古 川 孝	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦	議会事務局 書記 大脇 敬之
--------------	-------------------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

少し遅いおはようございますになりました。追加議案が出ましたので、変則的な会議になりますが、よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は 10 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1 番 清水亮太君、2 番 福井俊雄君の 2 名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第 2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第 26 号及び議案第 27 号を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第 26 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 10 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

それでは、議案第 26 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 10 号）について御説明申し上げます。

本定例会においては、一般会計補正予算（第 9 号）を御審議いただいたところですが、国の補正予算に盛り込まれた新型コロナウイルス関連の事業を進める必要があることから、最終日ではありますが、追加提案させていただくものでございます。

補正予算書つづり、ピンク色の令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1,986万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を133億328万8,000円とする旨、規定しています。

第2条では継続費の補正を、第3条では繰越明許費の補正について規定しております。

4ページ、第2表 継続費補正をお願いいたします。

令和2年度までの亜炭鉱跡防災対策事業につきましては、事業完了に伴う事業費の確定により、全体で3,356万1,000円減額し、総額を75億4,003万7,000円に、令和2年度の年割額を37億1,684万5,000円に変更するものです。

次に、5ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費補正で、1件の変更と5件の新型コロナウイルス感染症対策事業の追加をお願いいたします。

初めに新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、ワクチン接種記録のシステム改修や個別接種事務委託料、ワクチン冷蔵庫用蓄電池購入費で、令和3年度にまたがって実施するため、547万円を増額し、5,720万4,000円に変更するものです。

続いて、追加の1行目、北庁舎1階歯科指導室空調更新工事は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3次交付金を活用した事業で、令和3年度にまたがって実施するため、378万6,000円を繰り越すものです。

2行目、雇用調整助成金等上乗せ助成事業は、国の特例措置延長に伴い225万円を、3行目の新生児特別給付金事業は、4月1日までに誕生し、4月以降に手続があった場合に対応するため、60万円を繰越しいたします。

4行目、教職員オンライン授業研修事業150万円と、最終行のネット接続用機器貸付事業110万円は国の補正予算に基づく事業で、今後コロナの影響等により長期休校などがあった場合に対応するため、繰越しさせていただくものです。

次に、歳入の補正について説明しますので、8ページをお開きください。

歳入です。

款12 分担金及び負担金の共和中学校基盤整備負担金は、GIGAスクール事業における端末整備事業確定に伴い、84万2,000円の減額です。

款14 国庫支出金、目01 総務費国庫補助金の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金は、事業費確定に伴う減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は3次交付に伴う増額、学校保健特別対策事業費補助金は、繰越明許費で説明した長期休校等に対応する補助金として増額、子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当システムのマイナンバーと

の連携のための補助金で、全て合わせて 536 万 5,000 円の増額です。

目 03 衛生費国庫補助金は、前回の補正（第 9 号）に加え、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として 805 万 7,000 円の増額。

目 05 教育費国庫補助金は、G I G A スクール事業における端末整備事業の確定に伴い 45 万円の増額です。

款 15 県支出金の雇用調整助成金等上乗せ助成金支給奨励金は、見込みにより 112 万 5,000 円の減額です。

9 ページ、款 16 財産収入の町有土地売却収入は、本定例会で上程している町有財産の処分に伴い、土地の売却分として 1,313 万 4,000 円の増額。

款 18 繰入金の財政調整基金繰入金は、本補正予算の財源調整により 74 万 4,000 円の繰入れ減です。

款 20 諸収入の亜炭鉱跡防災対策事業助成金は、事業完了に伴う事業費の確定により 443 万 3,000 円の減額です。

10 ページをお願いします。

歳出になります。

款 02 総務費の目 16 基金費は、本補正予算の歳入歳出の差額のうち、6,000 万円を庁舎整備基金へ積み増しするものです。

目 17 新型コロナウイルス感染症対策費は、今回の 3 次交付分に伴う追加事業のほか、今までの事業の完了や見込みに伴う増減であり、全体では 522 万 8,000 円の減額となります。

追加した事業は、繰越明許費で説明させていただいた節 12 の一番下、教職員オンライン授業研修委託金、節 13 のネット接続用機器借上料、節 14 の空調設備改修工事費です。この工事請負費は、保健センター歯科指導室の空調改修工事費 378 万 6,000 円を追加し、中山道みたけ館の空調改修工事完了に伴う減額分と合わせて 98 万 3,000 円の増額となります。

そのほか、節 18 負担金、補助金及び交付金の上段、岐阜県新型コロナウイルス感染拡大防止協力負担金は、飲食店などへの時短等要請に伴う市町村負担分として 161 万 5,000 円を増額しています。

11 ページに移り、下の表をお願いいたします。

款 04 衛生費、目 02 予防費は、繰越明許費でも説明したワクチン接種に係る委託料と蓄電池購入費で、合わせて 547 万円増額し、全額繰越しするものです。

12 ページ、款 09 消防費の亜炭鉱跡防災対策工事費は、事業完了に伴い 3,356 万 1,000 円の減額。

款 10 教育費、項 01 教育総務費とその下、項 03 中学校費は、G I G A スクール構想におけ

るタブレット端末購入事業の完了に伴い、備品購入費を666万5,000円、共和中学校特別分担金を87万9,000円それぞれ減額しています。

款12公債費、目01元金71万8,000円と目02利子7,000円は、繰越事業の借入れを前倒したことによる増額です。

最後に、13ページにはコロナ対策に伴う職員手当などの補正がありましたので、給与費明細書を、14ページには継続費の進行状況等に関する調書を掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

続いて、議案第27号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第27号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

お手元の追加議案書つづりは2ページ、追加議案資料つづりは1ページを御覧ください。

資料つづりにて説明をさせていただきます。

改正の趣旨ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが変更されたため、改正を行うものでございます。

改正の概要ですが、本条例の傷病手当金で、新型コロナウイルス感染症を定義しております新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が、今回の改正によりまして削除されました。それに伴い、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症に定義を改めるものでございます。

施行日は公布の日とし、令和3年2月13日からの適用となります。

資料の2ページに新旧対照表がございますので、お目通しをよろしくお願いたします。

以上で、議案第27号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願をいたします。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第 8 号から議案第 13 号、請願第 1 号の 7 件を一括議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました 7 件について議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、審議及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第 9 号 令和 3 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第 10 号 令和 3 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 11 号 令和 3 年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上 3 件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 安藤雅子さん。

民生文教常任委員会委員長（安藤雅子君）

御嵩町議会議長 高山由行様。民生文教常任委員会委員長 安藤雅子。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和 3 年 3 月 11 日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第 77 条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

審査実施日、令和 3 年 3 月 15 日、月曜日。

審査事件名、議案第 9 号 令和 3 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第 10 号 令和 3 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 11 号 令和 3 年度御嵩町介護保険特別会計予算について。

審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫、県支出金などの算定が的確になされ、財源が確保されているかなどを主眼に置いて審査しました。

なお、主な質疑は次のとおりです。

議案第 9 号について。健康診断助成事業について（受診率向上対策、制度の周知、A I 受診勧奨）、特定健康診査等事業について（生活習慣病予防教室の実態等）。

議案第 10 号について。健康診査事業について（歯科訪問健診の状況、A I 受診勧奨の導入等周知広報について）。

議案第 11 号について。介護保険料について（介護保険料改定及びコロナの影響）、生活支援コーディネーター事業委託料について、買物リハビリテーション事業について（介護予防・

生活支援サービス事業と介護予防事業の違い)。

審査の結果、議案第9号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第10号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第11号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

以上です。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行いたいと思います。

議長（高山由行君）

議案第9号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 10 号 令和 3 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 10 号 令和 3 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 10 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 11 号 令和 3 年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 11 号 令和 3 年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 11 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第 8 号 令和 3 年度御嵩町一般会計予算について、議案第 12 号 令和 3 年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第 13 号 令和 3 年度御嵩町下水道事業会計予算について、請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書、以上 4 件についてを行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄君。

総務建設産業常任委員会委員長（山田儀雄君）

それでは、報告をさせていただきます。

委員会付託事件審査報告書の 3 ページのほうを御覧いただきたいと思います。

御嵩町議会議長 高山由行様。総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和 3 年 3 月 11 日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第 77 条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1 つ、審査実施日、令和 3 年 3 月 17 日。

審査事件名、議案第 8 号 令和 3 年度御嵩町一般会計予算について、議案第 12 号 令和 3 年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第 13 号 令和 3 年度御嵩町下水道事業会計予算について。

審査の経過。予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものなのか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫、県支出金などの算定が的確になされ、財源が確保されているかなどを主眼に置いて審査を行いました。

なお、主な質疑は次のとおりですので、お目通しをお願いしたいと思います。

4 ページのほうをお願いいたします。

4. 審査の結果、議案第 8 号 令和 3 年度御嵩町一般会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第 12 号 令和 3 年度御嵩町水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第 13 号 令和 3 年度御嵩町下水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

次、5 ページのほうでございますけれども、これは民生文教常任委員会から私宛てに、一般会計のうち民生文教常任委員会所管部分の審査結果が参っておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、7 ページのほうを御覧いただきたいと思います。

請願の審査報告でございます。

御嵩町議会議長 高山由行様。総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄。

請願審査報告書。

令和 3 年 3 月 3 日に開催された令和 3 年御嵩町議会第 1 回定例会本会議において、本委員会に付託された請願について、御嵩町議会会議規則第 94 条第 1 項の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

審査実施日、令和 3 年 3 月 17 日。

審査事件名、請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書。

審査の経過、討論を行い、採決を行いました。

審査の結果、請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書については、賛成者なしにより不採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

まず最初に、議案第 8 号 令和 3 年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 8 号 令和 3 年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 12 号 令和 3 年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 12 号 令和 3 年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 12 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 13 号 令和 3 年度御嵩町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 令和3年度御嵩町下水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

委員長報告が不採択すべきものでありましたので、原案に対する賛成者より発言を認めます。

討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

原案に賛成する立場からの討論を行います。

請願書にもありますように、核兵器禁止条約が50か国の批准を受けて令和3年1月22日に

国際条約として発効されました。この条約は核を持つこと、使うこと、核兵器を使って威嚇することを禁じています。また、この条約は、批准した国以外には法的拘束力が及ばないものですが、締約国ではない国もオブザーバーとして締約国会議や再検討会議に出席できることを認めているため、ベルギー、オランダはNATOの傘の下におり、アメリカの基地があるため、批准には反対の立場ということですが、オブザーバーとして会議に参加しているということもあります。この条約は、核なき世界へ向けた大切な一歩です。

また、日本の姿勢は、核廃絶のゴールは共有する、核拡散防止条約の枠組みの中で核軍縮を進める、アメリカの核の傘に守られているから批准はしないというようなものですが、日本は世界で唯一の被爆国であり、世界に誇れる憲法9条があります。また、御嵩町は昭和60年に非核平和都市宣言を県下で一番最初に決議しています。2019年のNHK世論調査では65.9%が、また日本世論調査協会によれば、72%の人が核兵器禁止条約に参加すべきとしています。核兵器を持っている国が条約に入らなければ実効性がないと言われる方もありますが、核を持っていない国は交易できないというルールをつかって核を使えない兵器としていくことなど、核を持っている国が入ってなくてもできることはあると考えます。

政治的立場や様々な配慮から、日本がこの条約を批准することは難しいかもしれませんが、国防に関してしかるべき立場の方が検討されるときに、批准しなくてもオブザーバーとして会議に参加をできることや、被爆国として橋渡し役になるにはどんな方法があるのかを考える、そんなきっかけとしていただくためにも、この請願を国に届けることが地方議員としての大切な仕事と考えます。

地方議会として私たちにできることは何かを考えたとき、国防を考えることも大切ですが、地方議会にしかできない地元の人々の声を届けることが最も重要だと考えます。よって、この請願を採択することに賛成をします。

議長（高山由行君）

続いて、原案に反対の発言者を認めます。

討論ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

それでは、反対の立場から討論をさせていただきます。

請願第1号は、総務建設産業常任委員会に付託され、私は反対をさせていただきましたので、その立場から討論をさせていただきます。

この請願は昨年3月、第1回定例会にも提出され、不採択となっています。今回、再び提出

されたわけですが、反対の立場はそのときから何ら変わっていません。

御承知のとおり、日本は世界唯一の被爆国として非核三原則を掲げて核兵器の廃絶を訴えてきました。長きにわたり、国連総会においても核兵器廃絶決議案を提案して採択され、核兵器のない世界の実現に向けて努力をしてきています。核兵器禁止条約が国連で採択されて核兵器のない世界を目指す国際社会の取組に日本が参加をしないのは、核兵器の廃絶を願う被爆者の心中を察すると納得できないものであり、条約に反対することに私的にも大変違和感があります。しかし、中国、北朝鮮の脅威と、安全保障条約の下、核の傘に頼るアメリカに対する配慮というものがあると思います。核兵器禁止条約は核廃絶という理想に対して現実的ではなく、むしろ核保有国であるアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の5か国の核兵器保有を認めることを前提とした核拡散防止条約、NPTこそが理想に少しでも近づく上での現実策であると思います。

加えて、核兵器保有国の参加のない核兵器禁止条約そのものに実効性がないと考えます。核兵器禁止条約は52か国が批准し、批准国が50か国になったことにより、今年1月22日に発効しました。核なき世界に、小さな一步ですが理想に近づいたと言えるでしょう。この条約の発効には大きな意味があるとは思いますが、52か国の批准している国の内訳は、中南米やアフリカ、南太平洋諸国など、国際政治ではそれほど力を持っていない国々です。核兵器はアメリカとロシアで全体の9割を持っています。その意味からも、国際政治のパワーバランスの中で52か国は大きな力を持っているわけではありません。また、批准した国々は常時核の脅威にさらされているところではありません。日本のように何百発もの核弾頭を積んだミサイルがこっちを向いている国とは違うところなのです。そこを前提として議論しないとイケません。目の前の脅威に直視しないとイケないのです。

国の立場は、今までと変わらないという一貫した考えであります。菅義偉首相も国会で我が国の立場に照らし、条約に署名する考えはないと明言しています。唯一の被爆国として核軍縮を目指す立場から、日本は核保有国と非保有国の橋渡し役を担うことが求められています。まずは1年以内に開かれる条約締約国会議のオブザーバーに参加することに意義があると思います。

新型コロナウイルスで、世界で今は260万人ですか、200万人以上の方が犠牲になっています。核保有国が持つ核軍備費を少しでもコロナ対策の医療費に投じれば、どれだけの命が救えるのでしょうか。核兵器をどれだけ多く持っていようが、一人一人の命を守れるわけではありません。コロナ禍から学んだ教訓を忘れてはなりません。平和な国とはと考えたとき、戦争や武器だけに関わるものではなく、文化や暮らしを守ることも大切だということを忘れてはなりません。世界の人々が安心して心も体も豊かに生きられる社会こそが平和な社会であると言え

るのではないのでしょうか。日本は北朝鮮や中国の核の脅威に、アメリカの傘の下に守られています。日本の安全が脅かされようとしている今日、平和で暮らせるのは日米両国の緊密な安全保障政策による抑止力により守られていることを忘れてはなりません。現時点では国の安全保障もありますし、国民の生命、財産を守るという国の立場もあります。外交政策も考えなければなりません。まずは国の動向を注視するべきと考え、請願に反対をします。以上です。

議長（高山由行君）

続きまして、原案賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

委員会の中で皆さん御意見、委員会を傍聴したんですが、やっぱり核のない世界を目指していこうという方向は同じであると思います。それで、今奥村議員が言われましたように、橋渡し役として日本がオブザーバーとして参加することに意義があるというふうにおっしゃっていますように、今、オブザーバーで参加することもされていないこの現状の中で、私たちができること、先ほど安藤雅子議員も述べられましたように、私たちにできることが何かということ考えたときに、やはり御嵩町非核都市宣言をして以来、ずうっと住民の力で平和の運動をしてこられた方たち、そこに大勢の町民の方が参加してみえます。そういったところの声を届けることこそ、オブザーバーとして参加するような、まだしていない国の体制といいますか、そういうものを議論して変えていこうという力になるのではないかというふうに考えます。

また、総務建設産業常任委員会の議論の中で、参加しなくてもやれることを見ていきたいというような御意見もありましたけれども、見ていくだけでは何も変わっていかない。やはり私たちはそういった地方議会というところにいるので、そこを少しでも変えていく、国での議論を促すためにも、この請願を提出することはとても意義があるというふうに思っています。

以上で賛成討論といたします。

議長（高山由行君）

原案に反対の者の発言を許します。

討論ありませんか。

[挙手する者あり]

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

私は、この原案に反対するという意見で意見を述べさせていただきます。

まず、これ微妙な問題なので大前提で言うておきますけれども、核兵器があったほうがいいか、ないほうがいいか。それは私も含めて万人の言うとおりに、ないほうがいいに決まっております。そしてもう一つの前提である、議論の対象になっている、核兵器がこの世界大戦を抑制することになっているかどうかという問題に関しては、私は核兵器があるからこそ世界大戦がない、抑制になっていると思っています。1945年から今2021年まで紛争はあったけれども、大きな大戦がなかったのはやはりこの核兵器があって手が出せない、そういうことが大きいと思います。私が死ぬまでに大戦がないこと、そして将来も子供たちにこういうことがないということを願っております。

つい最近終わりました「麒麟がくる」で、こういうことがありました。初めて斎藤道三に鉄砲を調達するように、堺へ行くように命じられた明智光秀は、堺へ行って松永久秀に会いました。松永久秀はこのときにこう言っています。「私は今50丁の鉄砲を持っています。けれども、この50丁の鉄砲を使う気は毛頭ありません。じゃあ、どうなるかという、この50丁を持っているということが大事で、それは周りの敵対する国々が私のところに攻め入ることがないからです」、こう言っています。この鉄砲という言葉が核兵器に置き換えると、それは今のこの現状のとおりだと思います。

しかし、この我が国は皆さん御存じのとおり、広島、長崎に原爆を落とされ、ビキニ環礁では第五福竜丸が不幸にも水爆実験の被曝をし、また核兵器ではないですけども、福島第一原発で不幸なことが起きております。その恐ろしさを世界に教えるということじゃなくて、皆さんに広め、この核兵器、もしくは核原発の力の大きさを教えること、そして核不拡散を進めることが一番今重要だと思います。今この時点で、全ての核保有国がこの条約に批准しないときに、日本が率先して核禁止条約を署名するということは大変僕は危険なことだと思います。

以上のことを持って、私はこの原案に反対いたします。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、不採択すべきものです。

請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書は不採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をします。再開予定時刻は 11 時 10 分とします。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第 4、議案の審議及び採決を行います。

議案第 18 号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 18 号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 19 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 19 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 20 号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 20 号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 22 号 町道の路線認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 22 号 町道の路線認定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 25 号 町有財産（土地）の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7 番 安藤雅子さん。

7 番（安藤雅子君）

この議案第 25 号は、押山の土地を J R に売買するというものですが、今回のこの町有地の売買は J R から提案されている対策土の町有地への恒久処分とは何ら関係がないもので、影響されるようなことはないかというあたりを、すみませんがお答えください。

議長（高山由行君）

企画調整担当参事 中井雄一郎君。

企画調整担当参事（中井雄一郎君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃったように、今回あくまでもリニアのトンネル工事をするために必要な工事施工ヤードの造成のための土地であります。したがって、発生土置場とは全く違う別個のものでございますので、発生土置場はまだ今何も決まっていないというところで御理解いただければよいかと思えます。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

私のほうは5点質問がありましたが、1点目は今の御回答で結構です。

2点目ですけれども、この間JRのほうから説明いただいた説明書ですね、その資料を見ますと、モニタリングを年1回、事業前に1回やるというふうになって、あと毎年報告をするというようなことですけれども、異臭がするとか、川の汚濁があるとか、そういうことがあったときはモニタリングを行うということだったんですが、本当にモニタリングの回数が少ないんじゃないかと思うんです。切土して、盛土してという、土を削ったり盛ったりとか、そういった工事も入ってくるわけですので、この程度のいいですか、このぐらいのモニタリングで町はよいと考えているのか、地域的美佐野、次月の説明会のときは、地域住民からこのことに対する不安が出ていますけれども、それに対する町の考え方が1点です。

それから2点目は、何か異常があったときに町としてどういうふうに対応されていくのかということが2点目。

それから3点目ですが、そういった何かあったときの町の報告義務とか、それからそういったことについて、何か覚書とか協定書のようなものがあるのかという点が3点目。

それから4点目ですけれども、この間図面を見せていただいたときに、町有地が離れていて、これ墓地と書いてあるところですかね、ここは工事ヤードと直接関係のない土地だと思うんですが、これは何のためにJRが購入されるのか、もしこれお分かりであれば教えてください。

以上4点質問いたします。お願いいたします。

議長（高山由行君）

答弁を求める前に岡本議員に一言言っておきますが、質問の内容が建設残土に関わる内容にちょっと含まれて、今回の安藤議員に対する答弁の中で工事ヤードの町有財産の土地の処分に

対しての議案なので、答弁がそこまで言ってもらえるかどうかは議長としても、それは全部が認められるかどうかは別な話なので、答えてもらえる部分は答えていただきますが、そこら辺よろしくをお願いします。

企画調整担当参事 中井雄一郎君。

企画調整担当参事（中井雄一郎君）

お答えいたします。

まずモニタリング、これでよいのかという今御質問でありました。基本的にはこのリニア中央新幹線事業はJR東海、こちらがいわゆる事業者でございます。JR東海として、当然法令の基準にのっとって適切に対応している、対応されるものと、町としてはそのような認識であります。この前の地元への事業説明会、2月でのJR東海による議員の先生方への説明会においても説明があったかと思えます。

ヤードの図面を見ると、調整池が設けられます。基本的にはその調整池のほうに一旦プールされ、そこで排出基準を満たしたものが押山川に流れると、そうじゃない水についてはきちんと対策、廃棄物適正処理がされるというふう聞いております。したがって、水については何も対策がなされないまま流すということにはなっていないというところでございます。したがって、町としては、適切にモニタリングについてもJRのほうで責任を持ってやっていただけないというふうな承知をしております。

異常があった場合の対応につきましては、これ各それぞれの環境にまつわる所管法令がございますので、私のほうから具体的にすみません、これについてはこうだというようなことは申し上げることはできません。

協定書、覚書についてはどうかというお話でありました。基本的には、地元の方々はいずれからJRの事業がどんなふうになるのか、始まった場合、騒音、振動、悪臭等々いろんな御心配事、当然あるかと思えます。したがって、JRのほうにおきましては、町としても積極的に情報開示、情報公開を求めてまいりたいと思えますし、当然、適切、いいタイミング、そういうときのタイミングにおいて説明会をしていく、いろんな対話の機会を設けていただく、積極的にJRとの信頼関係を構築いただくというようなことを町としても積極的に働きかけをしてまいりたいというふうに思っておりますので、以上で終わります。

議長（高山由行君）

ヤードの答え。

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

それでは、4点目の墓地の土地、何のためにということですが、これはJRさんのほうに確

認をさせていただいております。一応、この工事ヤードにおける残地緑地ということで何も手をつけないという形で残していくというふうにお聞きしております。以上でございます。

議長（高山由行君）

岡本議員、よろしいか。

11番（岡本隆子君）

はい。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

ちょっと1点だけ教えてください。

今、美佐野の墓地は残地緑地ということで手をつけないということなんですが、この単価についてちょっと教えていただきたいんですが、山林は1,052円、公衆用道路は1,173円ということで、墓地が3倍ほどちょっと単価が高いわけですが、これはどういうふうに算出をされたのか、鑑定士を入れられたのか、どのような根拠でこの単価になっているのか、その1点だけちょっと教えてください。

議長（高山由行君）

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

これにつきましては、墓地の値段ということでよろしいですか。

一応、これは宅地等のほうからの算出というような形で、業者のほうから示していただいた数値ということになっております。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

業者というと、それなら東海旅客鉄道、JRのほうからということでよろしいですね。

議長（高山由行君）

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

以前も全員協議会のほうで説明をさせていただいたんですが、町のほうから算出するという

場合は、通常近傍山林からの算出ということになります。そういうふうで算出しますと、大変安い価格になっていくと。町有地を売るということに当たって、じゃあJRは幾らと示せるかという話をした中で、最終的にこれは町有財産ですので、その歳入というのは貴重な財源になっていくということもありますので、高いほうを選択すると。その中で、私どもが算出していた近傍山林の価格よりもはるかに高い数値を示されたので、この数値で承諾をしたということになりますので、御理解のほどをお願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号 町有財産（土地）の処分について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第26号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 26 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 10 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 27 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 27 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第 5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継

続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（高山由行君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいま、長期戦でありましたけれど、令和3年度のスタートを切れる上程議案を全て議していただきました。心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

日本の防衛白書では、中国機に対する自衛隊の緊急スクランブルは年間1,000回を超えるそうです。そして、ロシア機に対しては年間700回を超えるそうです。これはメディアは伝えない話であります。

私はもう最近メディア不信というか、それを非常に憂えている立場です。この間のニュースも、私が使っていないような言葉を平然と使って伝えるというようなことをしている。中学2年生に分かるような話をしろ、また文章を書け。これは私の前の町長、柳川さんがNHKで新規採用されたときのジャーナリストを育てるための徹底した教育のうちの一つだそうです。彼は難しい言葉を一杯知っているんですけど、話すときには、ほとんど誰が聞いても分かる話をされていました。本当に参考になる話ばかりでしたが、今のメディア不信というのは、小学生2年生ぐらいで分かるような言葉しか選択しないという、残念なことだなあとこのことを思っております。

また、不快な本が出ていますけれど、いきなり最初から名前が出ましたが、うそです。私取材を受けましたので、レコーダーで取っているから安心していたんですけど、うそです。大切なことが書いていない。今読み進んで、面白くないんで時間がかかるんですけども、反論満載のうそ本です。そういう意味では、図書館に置いてくれなんて送ってきたみたいですけど、あんなでたらめを置くわけにいかんなあとこのことを正直思っております。

私、1つ決めたことがあります。起承転結が必ずあるわけですが、何がどう起きたのかということをやっぱり正確に伝えることは大切だなと。私が今までそれを避けてきたのは、自分の手柄を述べるような話になってしまう、そう取られても面白くないなあとこのことで遠慮してきましたが、あれだけうそ八百を使われたら、どうしても反論ではない、事実を書いていき

い、そう思います。本にするようなことは考えていませんが、レポートにまとめていこうという気が最近本気になってきました。時間を有効に使いながら、まずプロットから作っていきたいというふうに思っております。

そういう意味で気持ちよく新年度を迎えるというのはなかなかコロナウイルス関連もありま
すけれど、皆さんには行政は柔軟に対応していくということを信じていただき、議会の皆さん
にもその点を理解していただきながら、4月からまた新しい年度に取り組んでいきたいと思っ
ておりますので、御理解のほどをよろしく願いいたしまして、お礼の言葉とさせていただきます
ます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これをもちまして令和3年御嵩町議会第1回定例会を閉会します。御苦労さまでございま
した。

午前11時30分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 清 水 亮 太

署 名 議 員 福 井 俊 雄